

【主担当部局：健康福祉部】

平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

平成 23 年度の実施概要

- ・ 地域支え合い体制づくり事業による地域の取組の支援（22 市町 62 事業に対して助成）
- ・ 関係団体と連携した災害義援金の募集と被災者への配分（紀伊半島大水害関係の最終募金額 145,021,890 円）
- ・ 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業への支援充実
- ・ 関係団体等が参画した成年後見制度の利用推進に向けた検討会の開催
- ・ 緊急雇用創出事業による介護雇用プログラムの実施（202 名の離職者等を介護職場で雇用）
- ・ 社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導の実施
- ・ ユニバーサルデザインの意識づくりを進める取組の実施（学校講座参加者数 4,018 人、車いす使用者用駐車区画の適正利用の啓発 52 回）、パーキングパーミット制度*の導入に向けた検討、協議の実施（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会を 4 回開催）
- ・ 被保護世帯への支援の実施（生活保護開始世帯数 2,319 世帯、生活保護受給者数 17,654 人（1 月あたり平均））

平成 23 年度の実施の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 高齢者や障がい者等が地域で自立した生活を続けられるよう、地域支え合い体制づくり事業等により、支え合い活動を行う体制整備を支援しましたが、今後ますます増大する福祉ニーズに対応するためには、地域を主体としたボランティアによる活動や NPO 等の取組が重要となっています。
- ・ 判断能力に不安のある高齢者や障がい者等を支援する日常生活自立支援事業への支援を強化しましたが、高齢化の進展等により今後も利用者の増加が見込まれ、それに応じた実施体制や財源の確保が課題となっています。あわせて、成年後見制度の利用推進を図る必要があります。
- ・ 介護雇用プログラム事業の実施などにより介護分野における人材の確保を進めましたが、依然、介護現場は人手不足の状況が続いています。また、高齢化の進展等に伴い、中長期的な観点からも、福祉・介護人材の確保・育成を進めることが必要となっています。
- ・ 理事長等の業務執行や理事会の審議機能に問題があり、社会福祉法人経営のガバナンスが確立していない法人や監事監査が形骸化し自律機能のない法人に対して、法制度の周知徹底を図るとともに、実効性のある指導監査を実施する必要があります。
- ・ ユニバーサルデザインの言葉や定義に関する啓発は進んでいるものの、バリアフリー化された施設が生かされていない事例がみられるなど、ユニバーサルデザインの考え方が十分に浸透しているとは言えず、市町をはじめ、さまざまな主体が連携した取組を進める必要があります。
- ・ パーキングパーミット制度は 27 府県（平成 24 年 4 月 1 日現在）で導入され、相互乗り入れも行われることとなりました。本県での導入に向けて市町をはじめ、さまざまな主体の協力を得ることが必要です。

- ・ 就労支援プログラム等の活用により、生活保護受給者の自立に向けての取組を行った結果、約4割が就労、増収を達成しました。しかし、生活保護世帯の増加傾向は続いていることから、引き続き生活保護制度の適切な運用と被保護者の自立の支援を進める必要があります。

平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 地域の住民組織等の取組をより一層積極的に進めていくため、地域支え合い体制づくり事業等により、日常的な支え合い活動の体制づくりを支援します。また、市町、社会福祉協議会等の関係機関とより一層の連携を図り、ボランティアの養成や活動活性化に向けた取組を促進するとともに、県・市町社会福祉協議会等の関係団体や民生委員・児童委員の活動を支援します。
- ・ 日常生活自立支援事業に係る財源確保や制度の必要な見直しを国へ提言するとともに、社会福祉協議会等と連携して、事業の効果的な実施に取り組みます。あわせて、関係団体等と連携し、成年後見制度の利用促進に向けた支援策等についての検討を進めます。
- ・ 県福祉人材センター等と連携し、引き続き離職者の介護資格取得や学生等の介護分野への参入を促進するとともに、求人求職者のマッチング支援に取り組み、福祉・介護分野における人材確保等を図ります。
- ・ 重点項目を中心にメリハリのある指導監査を引き続き実施し、監査の結果、改善指導が必要な法人等には確認監査を実施します。また、不適切な運営を行っている法人等について、重点的に指導監査を実施します。
- ・ 本県におけるパーキングパーミット制度として、「三重おもいやり駐車場利用証制度（仮称）」を導入し、さまざまな主体と連携して、定着に向けた普及啓発活動を進めます。また、学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めるとともに、さまざまな主体をつなぐネットワークが構築されるよう働きかけます。
- ・ 個別の状況に対応した支援プログラムやハローワークと連携した就労支援対策により、被保護者の自立を支援するとともに、生活保護の適正な実施や被保護者の自立支援を行うため、福祉事務所職員の実務研修を充実し、資質の向上を図ります。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
福祉サービス 利用援助を 活用する人数	—	1,150人	1,450人	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数
	1,026人	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
福祉サービス利用援助事業の契約人数が増えることは、高齢者や障がい者の権利が守られ、適正な福祉サービスの利用につながると考えることから、目標項目として選定しました。				認知症高齢者等対象者の増加に伴い、毎年度おおむね100人ずつの利用者数の増加が見込まれることから、目標値を設定しました。

- ・ 地域住民による日常的な支え合い活動の輪が広がるように、市町や地域の関係機関に対する普及・啓発を行うとともに、日常生活自立支援事業の効果的な実施や成年後見制度の利用促進について検討を進めます。
- ・ 市町をはじめとするさまざまな主体と連携して、「三重おもいやり駐車場利用証制度（仮称）」の円滑な導入と定着を図ります。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	5,804	4,972			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
民生委員・児童委員活動件数	519,755 件	530,000 件	562,000 件	福祉サービスを必要とする人の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員の年間活動件数
対応する基本事業		14301		地域福祉活動と権利擁護の推進
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
地域で相談支援活動を行う民生委員・児童委員の活動が活発になることが、地域福祉活動の推進につながると考えることから、目標項目を選定しました。		民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整えるとともに、現在の欠員を解消し充足させることなどにより、平成 24 年度は平成 23 年度実績の約 10,000 件の増加をめざして、目標値を設定しました。		

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
介護関係職の求人充足率	25.6%	29.2%	40.0%	県内の介護関係職に係る求人の充足数を年間の新規求人数で除した割合
対応する基本事業		14302		福祉分野の人材養成・確保
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
介護関係職の求人に対してどれだけ充足されたかということが、福祉・介護人材の確保の状況をあらわす指標として適当であると考えことから、目標項目として選定しました。		一般事務職の求人充足率が 50%程度であることをふまえ、平成 27 年度の目標値を 40%と設定し、その実現に向けて、平成 24 年度は平成 23 年度実績の約 3%の増加をめざして、目標値を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	78.6%	79.0%	80.5%	社会福祉法人に対して原則として年1回実施する指導監査において適正と認められた法人の割合
対応する基本事業		14303		福祉サービスの適正な確保
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
利用者に対し、よりよい福祉サービスを提供するため、適正な運営を行っている社会福祉法人が増えることが重要であることから、目標項目を選定しました。		適正な運営を行っている社会福祉法人が、過去5年間で2.5%増えたことをふまえ、毎年度0.5%ずつ増やすことをめざし、目標値として設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	22件	45件	120件	ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの課題に取り組んだ事例数
対応する基本事業		14304		ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
ユニバーサルデザインの意識づくりを進めるためには、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを推進することが重要であることから、目標項目を選定しました。		平成23年度の実績に加え、UDアドバイザー、市町、社会福祉協議会等との連携による「車いす使用者用駐車区画マナーアップキャンペーン」の取組件数、UDのネットワークづくり事業による取組件数およびUDアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校等との連携によるUD学校出前授業数を合わせて4年間で約100件取り組むことをめざし、目標値を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
生活困窮者等の就労・増収達成率	41.9% (22年度)	50.0% (23年度)	50.0% (26年度)	就労支援プログラムを活用した生活保護受給者のうち、就労または増収を達成した者の割合
対応する基本事業		14305		生活困窮者の生活保障と自立支援
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
生活保護受給者の経済的自立につながる、就労支援プログラムの活用による就労・増収達成率を用いることにより、自立に向けた取組状況が測定できることから、目標項目として選定しました。		過去の実績が40%前後であることから、厳しい経済情勢もふまえ、平成24年度は50%をめざし、その後もその水準を維持していくことを目標値として設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,122人	1,145人	1,145人	戦傷病者や戦没者遺族のための各種支援事業への参加者数
対応する基本事業		14306	戦傷病者等の支援	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
戦傷病者や戦没者遺族が各種支援事業へ参加していただくことが重要であると考えことから、目標項目を選定しました。		高齢化による戦傷病者等の減少をふまえ、平成22年度の水準1,145人を平成24年度以降も維持することを目標値として設定しました。		

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

平成 27 年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 「三重県子ども条例」（平成 23 年 4 月施行）のさまざまな媒体を活用した広報啓発活動の展開
- ・ 子どもの悩みや不安に寄り添い、ともに問題の解決を図る子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の開設（平成 24 年 2 月 10 日開設 相談件数 982 件）
- ・ 子どもの生活実態や子どもと大人の意識や社会の状況をまとめた「みえの子ども白書」の発行
- ・ 地域の中で子どもを見守り、その活動を支える「みえの子育てサポーター」の養成（1,290 人）
- ・ 子どもの気持ちや大人の思いを伝える「一行詩コンクール」の実施（応募点数 6,967 点）
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大および活動促進（1,048 会員）
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携した「子育て応援！わくわくフェスタ」の開催（来場者数 26,000 人）
- ・ 子どもを有害環境から保護する取組として「青少年健全育成協力店」運動の実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重県子ども条例」について、テレビ・ラジオCM、新聞広告、主要駅等へのポスター掲示等各種広報および出前講座により普及啓発を行いました。認知度は 35%にとどまっています。子どもが豊かに育つ地域社会づくりのため、さらに条例の認知度向上を図っていく必要があります。
- ・ 「三重県子ども条例」に基づき、「こどもほっとダイヤル」の設置や「みえの子ども白書」の作成などを行いました。今後も引き続き、条例に基づく子どもの豊かな育ちのための取組を推進していく必要があります。
- ・ 「こどもほっとダイヤル」の開設以来、さまざまな内容の相談が寄せられており、その設置目的・役割を果たしているものと評価できます。今後、一層の周知を図るとともに、迅速・的確な支援ができるよう関係機関との連携を強化・推進する必要があります。
- ・ 「みえの子ども白書」としてまとめた調査結果を、子どもの育ちへの理解を促す取組に生かしていく必要があります。
- ・ 「みえの子育てサポーター」を今後も計画的に養成するとともに、自発的な実践活動につながっていくよう連携していく必要があります。
- ・ 「一行詩コンクール」は、平成 23 年度で 3 回目となりましたが、毎回前年度を上回る応募があります。引き続き、家族や地域の絆を再認識し、強化する取組として実施していく必要があります。
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員数が目標（1000 会員）を超えましたが、企業・団体の自発的、自主的な取組として広がっていくよう連携をより強化する必要があります。
- ・ 子どもの有害環境からの保護をさらに推進するため、「青少年健全育成協力店」運動を推進して

いく必要があります。なかでも子どもが多く利用する店舗に対しては、重点的に取り組んでいく必要があります。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 全ての県民の皆さんに「三重県子ども条例」の趣旨を広く知っていただけるよう、引き続き、条例に関する普及啓発を図るとともに、条例に基づく取組を推進します。
- ・ 「みえの子ども白書」から見えてくる子どもと大人の意識の違いなどについてフォーラムを開催し、保護者や地域の大人の子どものに対する理解の浸透を図ります。
- ・ 「こどもほっとダイヤル」の幅広い広報に努めるとともに、悩みの解決を求める子どもに対してよりよい支援ができるよう関係機関との連携を推進します。
- ・ 子育てサポート公開講座等の開催により「みえの子育てサポーター」を養成するとともに、子育てに関する情報の提供等サポーターの実践活動に向けた支援を行っていきます。
- ・ 家族が互いの理解を深め、絆を再認識する機会として「一行詩コンクール」を実施します。
- ・ 地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪が一層広がっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」のさらなる会員拡大を図るとともに、「家庭の日」に関する取組などを通じて、自発的、自主的な取組が行われるよう連携を強化していきます。
- ・ 企業や団体の子育て支援の取組が主体的な活動につながっていくよう、「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、家族や地域の絆を深める機会として「子育て応援！わくわくフェスタ」を実施します。
- ・ 三重県青少年健全育成条例に基づく立入対象店舗のうち子どもの利用が多い店舗全てが、「青少年健全育成協力店」として登録していただけるよう働きかけ、子どもを有害環境から保護する取組を推進していきます。

県民指標				
目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
「三重県子ども条例」の認知度	—	50.0%	100%	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合
	35.0%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
子どもの育ちや子育てを支える地域社会の実現をめざしていくためには、県民の皆さんに「三重県子ども条例」やその趣旨を理解していただく必要があることから、目標項目を選定しました。			最終年度で100%を達成するため、平成24年度は15%の認知度向上をめざします。	

- ・ 三重県子ども条例を推進する中で、子どもの育ちや子育てを支える地域社会の担い手である企業や団体等の取組が自発的、主体的な活動につながっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」および「みえの子育ちサポーター」との連携を強化していきます。
- ・ 家族の絆を深めるため、企業等に対して「家庭の日」に関する取組について働きかけるとともに、「一行詩コンクール」などの事業を通じて、家族が互いの理解を深め、思いやるきっかけづくりに取り組んでいきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	145	84			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
キッズ・モニター 活用事業数	7事業	8事業	10 事業	県政の各分野で、子どもの声を反映するため、キッズ・モニター(小学校4年生から高校3年生が対象のモニター制度)を活用した事業数
対応する基本事業		23101		子ども条例の普及と推進
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
「三重県子ども条例」では、県の施策の基本となる事項として、子どもが意見を表明する機会を設けることなどを規定していることから、目標項目を選定しました。		平成 27 年度に 10 事業を目標として、平成 24 年度は 1 事業増やすことをめざすため、平成 24 年度は 8 事業としました。		

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計)	1,048 会員	1,155 会員	1,500 会員	子どもや子育て家庭を応援するためにさまざまな取組を進める「みえ次世代育成応援ネットワーク」を構成する企業や団体等の会員数
対応する基本事業		23102		家庭力・地域力の向上支援
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
子どもの育ちや子育てを地域で支えるためには、企業や団体等で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員数を増やしていくことが重要であることから、目標項目を選定しました。		平成 23 年度末での会員数見込 1,040 会員をもとに、計画期間中、毎年度 115 会員程度の加入を図ることをめざし、目標値として設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合	90.0%	92.5%	100%	「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入対象店舗の中で、子どもの利用の多い店舗のうち、青少年健全育成協力店として登録している店舗の割合
対応する基本事業	23103		子どもの保護対策の推進	
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
青少年の健全な育成のためには、関係業界の主体的な取組を促すことが重要であることから、目標項目を選定しました。	4年間で100%を達成するために、毎年度2.5%程度の増加をはかることをめざし、目標値として設定しました。			

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

平成 27 年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 待機児童の解消のため、安心こども基金を活用した市町が行う保育所整備の促進（6市15か所）
- ・ 待機児童の多くを占める低年齢児（0～2歳）の保育所入所を進めるため、低年齢保育実施市町を助成（20市町）
- ・ 市町が行う特別保育の実態を把握するため、特別保育実態調査を実施（平成24年2月調査）
- ・ 放課後児童クラブ指導員に対する研修の実施（3回）
- ・ 放課後児童クラブに対するニーズ調査の実施（平成23年12月調査）
- ・ 特定不妊治療費助成制度の初年度助成回数を2回から3回に拡充（2,010件）
- ・ 不妊に悩む夫婦や家族を対象とした専門電話相談の時間を延長（193件）
- ・ ひとり親家庭の自立に向け、看護師等資格取得促進の給付金を支給（206人）
- ・ 県立草の実りハピリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備を軸とした三重県における子どもの発達支援体制の強化を図るため外部委員による検討を行い、基本的な計画を策定
- ・ 乳幼児医療費助成制度の対象拡大等について市町と検討

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 市町と連携して、保育所の整備を進めていますが、近年の厳しい経済状況の中、働く母親の増加もあり、特に0～2歳児の待機児童が多いため、さらなる整備が必要です。
- ・ 特別保育実態調査の結果により明らかになった、各地域において異なる特別保育の実情および保育所利用者のニーズに的確に対応するため、市町と協議し、支援していくことが必要です。
- ・ 放課後児童クラブ等における障がいを持った児童の受け入れ・対応について、指導員の相談窓口の周知が必要となっています。
- ・ 放課後児童クラブまたは放課後児童教室の設置率は82.0%（平成22年度）と全国的にも低位にあり、平成23年度に実施したニーズ調査をもとに地域の実情に応じ、市町と連携して取り組んでいく必要があります。
- ・ 晩婚化、晩産化の進行等により、特定不妊治療費助成件数は年々増加しています。特定不妊治療費は保険適応されず高額であることから、引き続き治療者の経済的負担の軽減措置が求められています。また、不妊専門相談の充実とともに、治療体験や情報の共有ができる機会の提供も必要です。
- ・ ひとり親家庭の経済状況は依然として厳しい状況であり、また、生活支援の必要な方も多く、自立が進んでいるとはいえない状況であることから、自立支援のための取組が必要です。
- ・ 地域医療再生臨時特例基金を活用し、県立草の実りハピリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園について、子どもの発達支援の拠点として新たに、「こども心身発達医療センター（仮称）」を整備する方向性をとりまとめました。途切れのない支援の実現に向けて、関係機関と連携しながら、整備を進めることが必要です。

- ・県と市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討会において検討を行い、乳幼児医療費補助金に関する対象範囲を小学6年生まで拡大する報告を取りまとめました。円滑な実施に向けて市町や関係機関等との連携が必要です。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・増加する待機児童の解消のため、市町が行う保育所整備について、引き続き安心こども基金を活用して支援をします。
- ・特別保育実態調査の結果をふまえ、市町や保育所関係者等と検討しながら、休日保育や病児・病後児保育を新たに始める市町の支援を進めます。
- ・放課後児童クラブ指導員のさらなる研修の充実や、障がい児への対応に関して指導員が悩み等を相談できる窓口の周知を図っていきます。
- ・ニーズ調査の結果を踏まえ、放課後児童クラブが必要な地域に設置されるよう支援をしていきます。
- ・特定不妊治療費は高額であることから、一部助成に係る県単独補助事業の所得制限を 300 万円未満から 400 万円未満に緩和し、支援を充実します。また、不妊に悩む夫婦の専門相談に引き続き取り組むとともに、夫婦同士の交流会や講演会の開催を行います。
- ・ひとり親家庭の自立に向けた支援等について、ひとり親家庭同士が情報交換する交流会を地域で開催することにより、ひとり親家庭の方同士のつながりを強化し、自立のきっかけづくりを促進します。
- ・県立草の実りハピリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備については、用地測量や造成・建築基本設計を着実に進めるとともに、医療・教育機関等との連携を図り、整備を進めていきます。
- ・安心して子育てできる環境を整備するため、平成 24 年 9 月から子ども医療費の助成対象を拡大します。

県民指標				
目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
低年齢児(0～2歳)保育所利用児童数	—	12,200 人	12,950 人	入所待機となりがちな低年齢児(0～2歳)の保育所利用児童数
	11,962 人	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
保育所に対するニーズは0歳から2歳児までの低年齢児が増加しており、子育て環境の整備には低年齢児への対応が重要であることから、目標項目を選定しました。			近年のニーズの増加傾向から、毎年度 250 人程度の増加に対する環境整備が必要であると見込み、目標値を設定しました。	

- ・ 県立草の実りハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備について、子どもの発達支援の総合拠点としての機能を担うため、医療、福祉、教育と連携して取り組みます。
- ・ 不妊相談検討会の開催や勉強会等により不妊専門相談センターの専門性を高め、さまざまな悩みへの支援を行うとともに、特定不妊治療費の助成対象を拡大することにより、不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けられるように取り組みます。
- ・ 市町や医療機関をはじめとした関係機関と連携して、子ども医療費の助成対象の拡大が円滑に行われるように努めます。
- ・ 放課後児童クラブ等の設置や運営の支援について、地域の実情に応じて市町との連携により進めていきます。
- ・ 国の子ども・子育て新システム*の動向を注視し、特に低年齢児（0～2歳）が多くを占める待機児童解消のための保育所整備や地域ニーズをふまえたきめ細かいサービスの提供等について、引き続き支援を行います。また、市町や関係団体と連携し、地域の広域調整を行うなど適切に対応していきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	17,843	14,111			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む)	15 地域	16 地域	20 地域	病気または回復期にある児童を一時的に保育できる施設が確保されている地域数
対応する基本事業	23201		保育・放課後児童対策等の充実	
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方			
児童の急な発熱等への対応は、全ての地域でニーズが高いため、より多くの地域で適切に対応することが求められていることから、目標項目を選定しました。	現在県内の1/2(15 地域)をカバーしていますが、市町での協議に時間を要することや人材確保の状況を勘案して、毎年度1地域ずつ増加していくものとなりました。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
三重県不妊専門 相談センターへ の相談件数	193件	200件	220件	三重県不妊専門相談センターで不妊に悩む夫婦やその家族からの相談に対応した件数
対応する基本事業		23202		母子保健対策の推進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
不妊に悩む夫婦に対する専門相談が治療者等の精神的、身体的苦痛を軽減することとなります。この専門相談を広く普及啓発し相談件数を増やすことが、安心して妊娠出産できることへとつながると考えることから、目標項目を選定しました。		平成23年度は相談時間の延長により計画期間中に、毎年度7件ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
ひとり親家庭情報 交換会参加者数 (累計)	36人	100人	1,000人	ひとり親家庭の親同士の話し合いや情報交換の場に参加した人数
対応する基本事業		23203		ひとり親家庭等の自立の支援
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
母子家庭の母親は、地域において孤立しがちであり、悩みなどを抱えながらも相談する機会がないため、情報交換会等において相互に情報を交換することで、母子家庭の母親同士のつながりが強化され、自立のきっかけをつかむことが期待できることから、目標項目を選定しました。		平成23年度は1か所で情報交換の場を持ちましたが、平成24年度は、開催地域を3か所にして実施することで、100人の参加をめざし、目標を設定しました。		

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

平成 27 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。
また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 児童相談に係る県の市町支援のあり方についての調査検討を実施
- ・ 児童相談所職員研修体系の見直しとともに、人材育成の考え方についての検討を実施
- ・ 11 月「子ども虐待防止啓発月間」中に、県内全域でオレンジリボンキャンペーンを展開し、児童虐待防止や虐待通告の重要性について啓発を実施
- ・ 中勢児童相談所一時保護所の増改築に着手
- ・ 産婦人科医、小児科医等が連携した出産前後からの親子支援の推進に向けた講習会を実施（66 名）
- ・ 親子支援事業について案内リーフレットを作成し啓発（母子手帳交付時配布）
- ・ 保護者のいない児童、虐待を受けた児童等児童養護施設などに入所している児童 542 人中 186 人（34.3%）に家庭的ケアを実施
- ・ 児童養護施設入所児童のうち小学生（135 人）に対して地域による学習支援を実施し、学習習慣や支援者との交流による社会性の醸成を支援

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 児童相談に係る県の市町支援のあり方に関する調査の結果、市町の体制、取組状況が市町ごとに異なることが明らかになりました。今後、市町とともに子どもの命と尊厳を守るため、市町の実情に応じた組織的な支援を行う必要があります。
- ・ 児童相談所職員研修体系の見直しや人材育成の考え方についての検討結果をふまえ、研修体系を再構築しました。介入型支援や法的対応等に関する児童相談所の組織力を強化するために、職員研修の充実等による専門性の向上が必要です。
- ・ 全国における虐待による死亡事例において 0 歳児の割合が高いことから、児童虐待の発生リスクの軽減と回避を図るため、特に妊娠、出産、子育てについて身近に相談相手のいない若年層に対する集中的な取組が求められています。
- ・ 県内各地でのオレンジリボンキャンペーンの実施により、児童虐待防止の輪が各市町間へ広がりましたが、さらなる県民の関心の喚起を図る必要があります。
- ・ 新たにファミリーホーム 2 か所が開設されましたが、社会的養護が必要な子どもをできる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、児童養護施設における小規模グループケア化や、里親・ファミリーホームへの委託等による家庭的ケアをより一層進める必要があります。
- ・ 児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援は、学習習慣の習得や社会性の醸成に効果的であり、施設や当該児童から好評であることから、引き続き実施することにより、児童の自立を支援していく必要があります。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 児童虐待を未然に防止する観点から、これまで以上に医療、保健、教育等関係団体と連携を深め、若年層に対する家族観の醸成を図るとともに、性の悩みや望まない妊娠等に対応するため、電話相談窓口の設置や思春期特有の悩みを相談できる仲間である思春期ピアサポーターの養成に取り組みます。
- ・ 新たに三重県における社会的養護のあり方およびその将来像について検討を行うとともに、保護を必要とする児童に対する処遇の向上と自立支援のため、家庭的養護体制の充実を図ります。
- ・ 平成 23 年度に実施した市町支援のあり方調査検討により作成した「児童相談体制強化確認表」をツールとして、市町との協議を行い、市町の実情に応じた支援を行うことにより、三重県全体の児童相談体制の強化をめざします。
- ・ 平成 23 年度に再構築した研修体系に基づき、子どもの命と尊厳を守るため、介入型支援や法的対応等の新たな研修を行い児童相談所職員の能力向上に努めるとともに、児童相談所における中核人材としての福祉技術専門員の育成を図ります。
- ・ 県民の皆さんが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持てるよう、関係団体との連携により、オレンジリボンキャンペーンを展開します。
- ・ 中勢児童相談所一時保護所の増改築に取り組み、入所児童の生活環境の向上を図ります。
- ・ 児童養護施設に入所している小学生を対象に、引き続き学習支援を行い、入所児童の自立を支援します。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
児童虐待通告 に対する 48 時間 以内の安全 確認の実施率	—	100%	100%	児童虐待通告を受けて、48 時間以内に安全確認 を実施した割合
	100%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
児童相談所運営指針に基づき、児童の安全確認のためには、48 時間以内とする時間設定が望ましいとされていることから、目標項目を選定しました。				児童の安全を守るためには、安全確認を確実に実施すべきものであることから、毎年度 100% 達成を維持することを目標値として設定しました。

施策責任者からのコメント 健康福祉部 次長 亀井 敬子 電話：059-224-2317

- ・ 児童虐待に係る未然防止の観点から、若年層に対する妊娠・子育て・出産に係る相談・支援体制の充実を図ります。
- ・ 児童虐待の通告に対しては、常に危機管理意識を持って、市町や警察等関係機関との連携により、迅速・的確な対応を行い、子どもの命と尊厳を守ります。
- ・ 児童養護施設入所児童等をはじめとする要保護児童の生活環境の向上を図るとともに、家庭復帰や自立支援に向け、関係者・団体が一丸となって家庭的養護体制の充実に取り組みます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	3,036	3,030			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
市町の児童相談 対応力向上のため に共に取り組んだ 件数	—	29件	29件	県が平成23年度に実施した市町支援のあり方 検討で判明した問題点・課題に対し、市町と共 に、児童相談の対応力向上のために取り組んだ 件数
対応する基本事業		23301	児童虐待対応力の強化	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
平成23年度に実施した市町支援のあり 方検討結果に基づき、各市町にお ける児童相談対応力の向上のため には、市町と共に取り組むことが必要 であることから、目標項目を選定しま した。		児童虐待の防止には、一義的に窓口となる市町の対応力向上 が求められており、県が市町と共に取り組む、県全体で対応力を 向上させることが必要であることから、各市町ごとに最低年1件の 取組を行うことをめざし、目標値を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
思春期ピアサポ ーター養成者数 (累計)	—	30人	120人	思春期ピアサポーター(思春期特有の悩みを相 談できる仲間)を養成した数
対応する基本事業		23302	児童虐待の未然防止の推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
思春期特有の悩みや相談を共有し 互いに支え合える仲間であるピア サポーターを養成することが、望ま ない妊娠を予防し、若年層の虐待防 止につながると考えることから、目 標項目を選定しました。		看護系大学生および高校生をピアサポーターとして養成す る人数を、毎年度30人ずつ増やすことをめざし、目標値を 設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	34.3%	35.8%	43.0%	要保護児童(児童養護施設等入所児童および里親等委託児童)のうち、家庭的ケア(乳児院、児童養護施設での小規模グループケアおよび里親・ファミリーホーム委託)を受けている児童の割合
対応する基本事業		23303	社会的養護が必要な児童への支援	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
子どもの健やかな育ちのためには、家庭的ケアを実施している環境で養育することが大切であることから、目標項目を選定しました。		児童養護施設における小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の新設(1か所、6人)と里親委託(2人)で合計8人(年1.5%の割合)を増やすことをめざし、目標値を設定しました。		

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

第1章 : 第1章に掲載されています。

三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC(アルファベット)		
HACCP(ハサップ)手法	(Hazard Analysis and Critical Control Point)製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント(加熱工程等)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。	113
あ行		
アウトリーチ（訪問支援）	入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。	142
か行		
がん診療連携拠点病院	わが国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん等)について、地域の医療機関と密接な連携を図り、継続的に全人的な質の高いがん治療を提供するための体制が整備されていると認められ、厚生労働省の指定を受けている病院。	122
共同受注窓口	授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げを図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	第1章 142
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。	113
子ども・子育て新システム	子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が現在の子ども・子育て支援策のサービス主体となるよう再編成し、制度・財源・給付について、包括的・一元的なものとするのが検討されている国の制度案。	232
さ行		
社会的事業所	障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。	142
総合相談支援センター	県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービス提供を基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。	142
た行		
地域医療再生計画	医師・看護職員不足への対応、救急医療の確保など、地域の医療課題の解決を図るため、平成21年度および22年度の国補正予算に基づく地域医療再生臨時特例交付金を活用して各都道府県が策定する計画。計画期間は策定から平成25年度まで。	121
地域がん登録	県内において発生したがん患者を把握し、その診断、治療に関する情報並びに予後情報を集め、保管、整理、解析し、がん対策につなげる仕組み。	122
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	141
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	141
は行		
パーキングパーミット制度	身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくし、外出を支援することを目的とした制度。	第1章 143